

告示

埼玉県告示第五十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定による処分をしたので、同条第五項の規定により、公告する。

平成二十九年一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十九年一月十八日

二 処分を受けた建築士の氏名、建築士の別及び登録番号

氏名	建築士の別	登録番号
宮原 光次	二級建築士	埼玉県知事登録第一〇三九二号
眞下 一正	二級建築士	埼玉県知事登録第一五七五六号
粕谷 正幸	二級建築士	埼玉県知事登録第一六四四一号
大橋 欣之	二級建築士	埼玉県知事登録第一六九六六号
高橋 三光	二級建築士	埼玉県知事登録第一九八二〇号
鈴木 寿治	二級建築士	埼玉県知事登録第二二〇四六号
仙基 匡	二級建築士	埼玉県知事登録第二二九〇四号
荒井 泰宏	二級建築士	埼玉県知事登録第二三〇五二号
岩田 吉弘	二級建築士	埼玉県知事登録第二三二〇六号
木村 聡	二級建築士	埼玉県知事登録第二四六七九号
松本 敏行	二級建築士	埼玉県知事登録第二四七六四号
宮原 寿幸	二級建築士	埼玉県知事登録第二四八二四号
深澤 純一	二級建築士	埼玉県知事登録第二五五八六号
原島 清晃	二級建築士	埼玉県知事登録第二六二四一号
鶴岡 輝幸	二級建築士	埼玉県知事登録第二六四八〇号
宮原 健司	二級建築士	埼玉県知事登録第二七一二一号
矢部 正博	二級建築士	埼玉県知事登録第二七七四九号
鯨井 卓也	二級建築士	埼玉県知事登録第二九一七六号

三 処分の内容

戒告

四 処分の原因となった事実

建築士法第二十二條の二に規定する講習を期限内に受講しなかった。